

産 地 第 3 5 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

株式会社ライフコーポレーション
代表取締役 岩崎 高治 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和3年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ四条大宮店

京都市中京区壬生賀陽御所町73-1 他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

（1）来退店車両の経路については、施設利用者への来退店経路の周知徹底により、四条通における左折入退場の確実な実施に努めること。

また、路上駐車等、施設の周辺交通に影響を及ぼす事態が生じた場合は、警備員を配置するなど、混雑防止や歩行者等の安全確保のための対策を速やかに講じること。

（2）騒音機器の設置にあたっては、計画通りに配置するとともに、遮音壁や擁壁については、吸音性が高く実効性のあるものを設置すること。

（3）積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域及び準工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は住居及び事業所、東側は壬生川通を隔てて事業所、西側は住居、南側は京福嵐山本線の線路を隔てて住居及び事業所が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会においては、他店舗と比較して駐車場台数が少ない理由、騒音予測、調理場の位置、路上駐車対策、防犯カメラの設置等に関する質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数（16台）以上となる18台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

来退店車両の経路については、施設利用者への来退店経路の周知徹底により、四条通における左折入退場の確実な実施に努めることが望まれる。

また、路上駐車等、施設の周辺交通に影響を及ぼす事態が生じた場合は、警備員を配置するなど、混雑防止や歩行者等の安全確保のための対策を速やかに講じることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数以上の台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、従業員等の巡回により、店舗周辺における路上駐輪が生じないよう努めるとともに、定期的に整頓を行うなど、適切に運営されることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

また、早朝の荷さばきに関しては、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

(4) 騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、環境基準値を下回っている。

また、夜間における騒音の最大値についても、規制基準値を下回っていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断されるものの、騒音機器の設置にあたっては、計画通りに配置するとともに、遮音壁や擁壁については、吸音性が高く実効性のあるものを設置することが望まれる。

なお、近隣住民から苦情があった場合は、適切な配慮を行うなど真摯な対応を心掛けることが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

また、全市的な取り組みとして、廃棄物減量を推進していることを踏まえ、積極的な廃棄物の減量、リサイクルに努めることが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力等について

防災対策については、地方公共団体等から要請があった場合には協力する旨の意思表示がなされている。

防犯及び青少年の非行防止対策については、営業時間外における敷地出入口の施錠、従業員による定期的な巡回の実施等を表明している。

(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

地産地消の取組促進や、環境保全活動の実施等を表明しており、積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。